

## 役員の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第一条 この規程は、社会福祉法人近江はちまん社会福祉事業協会（以下「法人」という。）の定款第二条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第二条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第三条 役員には報酬を支給しないこととする。ただし、法人業務を行う場合には旅費規程に基づき旅費を支給するものとする。

(公 表)

第四条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第五条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第六条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。